



たすけあいめーる

(社福)多摩市社会福祉協議会
まちづくり推進担当
電話:389-3344
Fax:373-6629
多摩市関戸 4-72
ヴィータ・コミュニネ 7階
多摩ボランティア・
市民活動支援センター内

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更について

新型コロナの感染症法上の位置づけについて、厚生労働省は、5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」になりました。

【変更ポイント】

- ・日常における基本的感染対策を求めることはない。
- ・新型コロナ陽性者及び濃厚接触者の外出自粛は求めない。

【基本的感染対策について】

- ・手洗い等手指衛生、換気、3密の回避等については継続して実施する。
- ・マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本。しかし、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため一定の場合にはマスク着用を推奨。

【コロナウイルス感染症に感染した場合の考え方について】

- ・感染症法に基づく外出自粛は求められなくなります。
※発症日（無症状の場合は検査採取日）0日として、5日間経過するまで外出自粛を推奨。

【家族が感染した場合】

- ・発症日を0日として、特に5日間のご自身の体調に注意してください。7日目までは発症する可能性があります。こうした間は、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等 ハイリスク者と接触を控える。

たすけあい有償活動としては以下のご協力をお願いします

- ☆マスク着用
- ☆手洗い・手指の消毒
(手洗い時のタオルはご自身のタオルをご使用ください)
- ☆こまめな換気
※高齢者等重症化リスクの高い方のご自宅等での活動になりますので引き続き感染対策にご協力をお願いします。
※体調がすぐれない時は、活動をお控え下さい。



夏場の活動について

- ☆マスク着用の着用により熱中症のリスクが高くなります。
利用者や周囲に配慮して外すことやこまめな水分補給を行って下さい。

何か少しでも気になること等ありましたら、ご相談ください！

☆お知らせ☆

1. 事務局の業務について

①事務局の業務時間は月～土（祝日・年末年始を除く）8：30～17：00です。

業務時間以外は留守番電話での対応になります。できるだけ時間内にお電話をいただきます様
お願いします。時間外にお電話をいただく際は留守番電話メッセージを残して下さい。

②4月から新しい職員が加わりました。古庄ふるしょうさはる早春です。

2. 協力員・利用者を募集について

①ご近所の方・友人・知人で、

足や腰が痛く掃除や買物に困っている方はいらっしゃいませんか？

➔ たすけあい有償活動のご紹介をお願いします。

②ご近所の方・友人・知人で、

協力員の活動に興味のある方はいらっしゃいませんか？

➔ 協力員へのお誘いをお願いします。



3. 生活サポーター養成講座開催について

生活サポーター（住民主体型による訪問型サービス）の活動をご存じですか？

「事業対象者」「要支援1」「要支援2」の方を対象に包括支援センターのプランに基づき利用者と一緒に家事支援を行う介護保険（多摩市が行う介護予防・日常生活支援総合事業）のサービスです。

この活動を行うには生活サポーター養成講座の受講が必要です。たすけあい有償活動協力員だけでなく生活サポーターとして活動してみませんか？ご興味のある方はご参加をお願いします。

〔日時〕 令和5年6月15日（木）午前10時～午後4時30分

〔会場〕 多摩市役所 西会議室第1・2・3会議



令和5年度 多摩市社会福祉協議会 会員賛助金のお願い

社会福祉協議会とは「地域福祉の推進を図ること」を目的に全国の市区町村に設置された民間の社会福祉団体です。「誰もが自分らしく安心して暮らせる福祉のまち」を目指し、地域の皆さまと一緒に地域福祉活動を推進していきます。

〈会員とは〉

多摩社協の活動にご理解いただき、年度ごとに財政面で支えていただく方です。皆さまの支えは、福祉のまちづくりに欠かせない貴重な財源でたすけあい有償活動の財源としても利用されています。

〈会員の種類と賛助金金額〉（毎年4/1～翌年3/31までの年額です）

・個人会員：年額500円以上・団体会員：年額3,000円以上・特別会員：年額10,000円以上

※詳細は同封のパンフレットをご参照下さい！



令和5年4月末 たすけあい有償活動 実績報告
利用者59人 協力員42人 活動時間197時間